

三井住友海上 リスクレポート 2007年判例解説号 2 インターリスク総研業務部に照会のあった中の代表的な話題からまとめました。

自転車運転者の責任 (未成年者と歩行者)

未成年者の自転車事故による専業主婦（歩行者）に対する責任はどうなっているのでしょうか。

<交通事故と自転車の責任>

交通事故というと、一般的に自動車（四輪車やバイク）の車両同士、または車両と歩行者との間で起きるものと考えられがちです。しかし、自転車も道路交通法上「軽車両」に該当し、車両として扱われ、規制を受けます。自転車は便利な乗り物である反面、運転免許証も要らずだれでも気軽に乗れる裾野の広い乗り物である反面、場合によっては凶器にもなりかねないリスクを持った乗り物だということを忘れてはなりません。自転車対歩行者で過去に裁判になった判例でも、加害自転車に高額な賠償を命じた判例があります。

<未成年者と監督義務者の責任>

未成年者が起こした事故に対して、その民事責任については、子供の責任能力が問題となります。つまり、責任能力（判例では12歳位、民法712条）があれば、子供自身が責任を負うことになり、責任能力がなければ、子供に代わって監督義務者（親など）が責任を負うこととなります（民法714条）。責任能力がある未成年者（中学生・高校生など）の場合、従前の判例・通説では責任能力が備わっている以上、その監督義務者はその義務を怠っても責任を負わないとしていました。しかしながら、これでは未成年者の場合、責任能力があっても賠償資力がいないため、被害者は泣き寝入りや余儀なくされてしまうこととなります。そこで、近年は加害行為者が責任能力を有していても監督義務者に過失があり、過失と損害発生との因果関係があれば、監督義務者にも民法709条に基づく責任が生じるという考え方が通説となり、判例もこれに従っています。後記の判例でも両親の監督責任が問われています。

<専業主婦の逸失利益>

逸失利益とは不法行為または債務不履行がなかったとしたら、被害者または債権者が得たであろう利益のことで民法上、加害者または債務者に賠償請求できる損害の一種です。

家庭内で家事労働のみを行っている専業主婦については、古くは現に収入を得ていないことから専業主婦の家事労働には逸失利益はないという考え方がありました。しかし、最高裁は7歳の女兒のケースで25歳で結婚するとの想定を基に、結婚後には逸失利益はないとした原審を破棄し、結婚後も女子労働者の平均賃金に相当する財産上の収益をあげるものと推定できると判示しました（最高裁昭和49年7月19日判決）。家事労働も財産価値は無価値ではなく、主婦の労働によって家族全体の経費が節約されることや、家事労働

のためにお手伝いさんを頼めば費用がかかることから、主婦の労働もそれ相当の財産的価値があるといえます。現在の裁判では、専業主婦の逸失利益については全年齢平均賃金による算定が実務上定着しています。

高齢の専業主婦について、家事労働分の逸失利益を認めるかという問題がありますが被害者の家事労働により同居の親族が利益を受けていた場合には、その経済価値は評価されます。高齢者であることや同居の親族らに家事を分担してもらっていることによる労働量の少なさは基礎収入額を平均賃金から減額すること（全年齢平均から年齢別平均にしたり、割合的に減額する）などによって反映されることとなります。

自転車による未成年者と専業主婦の歩行者については以下の判例があります。

①平成10年10月16日大阪地裁判決
(交民集31巻5号1536頁)

X（事故当時68歳、女性）が交差点歩道上で信号待ちのため立ち止まっていたところ、自転車に乗ったY1（事故当時17歳）が前方不注意により、Xの右手横に衝突した。Xは路上に転倒し負傷した。Xは大腿骨頸部骨折の傷害を負い、後遺障害8級の障害を残した。XはY1には709条に基づき、Y1の両親Y2・Y3にも監督責任があったとして、709条に基づき損害賠償を請求した。裁判所はY1の責任を肯定した。Y2・Y3は両親であることのみで具体的義務違反があるとはいえないとして責任を否定した。Xの損害については、計約1,800万円を認容した。逸失利益については同年齢の平均賃金から就労可能年数7年として中間利息を控除し算出し、約690万円を認容した。

②平成14年9月27日名古屋地裁判決
(交民集35巻5号1290頁)

平成7年1月、A（事故当時75歳、女性）が狭い道路（白色実線の外側歩道表示は有り）右側を歩行し電柱を避けて車道に進出時、対向する無灯火の自転車に乗ったY1（事故当時14歳、中学生）がAに衝突した。Aは頭部外傷により、後遺障害2級の障害を残した。AはY1には709条に基づき、Y1の両親Y2・Y3にも監督責任があったとして、709条に基づき損害賠償を請求した。

裁判所はY1の責任を肯定した。Y1は事故歴がなく格別、日常生活に問題行動はなかったことなどからY2・Y3の監督責任との因果関係がないとして両親の責任を否定した。Aの損害については、計約3,120万円（過失割合15%、既往症の減額20%適用後）を認容した。後遺障害の逸失利益については高齢で既往症があったことなどから65歳以上女子労働者の平均賃金の60%から就労可能年数6年として中間利息を控除し算出し、約890万円を認容した。